

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年9月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

横山洋介君	斉藤芳夫君
有泉庸一郎君	三浦進吾君
内藤久歳君	藤原正夫君
保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	福祉部長	三澤宏君
子育て・健康部 長	小宮山正美君	人事課長	高鳥悟君
保険課長	加藤文雄君	福祉課長	齊藤一己君
長寿推進課長	飯沼秀司君	子育て支援課 長	島田伸君
健康増進課長	長坂千恵子君	給与係長	小池清美君
国民健康保険 税係長	樋口一君	国民健康保険 給付係長	新奥知恵君
高齢者医療・ 年金係長	赤松圭君	福祉総務係長	鷹野美穂君
介護保険係長	山田郁子君	児童係長	藤田陽子君

健康企画係長 日本 修 君 保健指導係長 長 田 清 美 君

職務のために出席した者の職氏名

議会議務局長 岩 下 和 也 書 記 興 石 文 明
書 記 小 澤 裕 一

審査内容

1 条例審査

議案第53号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第55号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第29-7号 国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択について
の請願

4 その他

開会 午後 1時27分

○書記（小澤裕一君） 改めましてこんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） こんにちは。お疲れさまでございます。

きょうは条例審査、補正予算審査、それから請願と3項目のものがああります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておありますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました、議案第53号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件ほか5議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行ひ、その後補正予算審査、請願審査の順で行ひます。

それでは審査に入ります。

議案第53号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から、議案第53号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件につきま

してご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案は7ページとなります。

初めに提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法の一部改正が施行されたことに伴いまして、所要の改正を行う必要があるからでございます。

この条例の改正につきましては、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明申し上げます。甲斐市定例市議会資料3ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険の被保険者につきましては、65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの第2号被保険者の2つに区分されておりますけれども、今回改正する介護保険条例第15条は、この被保険者等に対する罰則の規定となります。

本条例におきまして規定されております料金の条文のうち、この第15条につきましては、介護保険法第202条第1項に規定されている文書等の提出命令に従わない、また、当該職員の質問に対しまして虚偽の答弁をしたときなどに、10万円以下の料りに処すというものでございます。

この被保険者等の範囲を今回改正されました介護保険法と同様とするため、被保険者、第1号被保険者の配偶者、もしくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主またはこれらであった者を被保険者、被保険者の配偶者もしくは被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者、またはこれらであった者に改めるものでございます。

恐れ入ります、定例市議会議案7ページにお戻りください。

附則の説明をさせていただきます。附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行するとなっております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 理由の中に、ケアシステムの強化のためとあるんですけれども、これ申請にかかわることで、具体的にはどういった申請というものがあるんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この介護保険法第202条第1項の趣旨のところに、被保険者

の資格ですとか保険給付、また保険料に関しての必要があるときには調査することができるというふうに記載をされております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 調査することができる、今案内。この中の条文だと罰金とか科料があるじゃないですか。そういうことに対する申請の、ここには書いていないんだけど、先ほどの説明だと、そういった申請とかそういったことが滞るとこういったことになる。だからその具体的な申請というのはどういうところに、今の説明じゃわかりづらいんだけど。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

例えばいろいろな保険給付等がございますけれども、そういったときには申請をしていただくわけなんでございますけれども、そういったときに虚偽の申請をしたりですとか、こちらに必要な書類があるにもかかわらず一部を提出しないなどが考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 三澤福祉部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 補足をさせていただきますと、例えば給付とかで、やはり所得状況に応じて1割とか2割になりますので、その辺でやはり申告とか偽ったとか、また家族の状況を扶養しているとか、そういう所得状況とかを偽って、例えば本来であると所得がもっと多いんだけど、所得が少ないように見せるとか、そういったことで、うちがそれに対してその方にこういうものを出してもらいたいとか、そういうふうに言ったときに、拒んだり、あとは虚偽の申請をしたときに、うちがその方に対して罰金を科すことができるということでもあります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 給与所得者は当然その場合、給料から天引きされますよね。それ以外
のときに、例えば確定申告とかそういったときに虚偽のものをやったというふうな解釈とい
うか、そういうふうな手続ということですか。

○委員長（五味武彦君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） お答えいたします。

今おっしゃられましたように、確定申告のときなどの虚偽の申請に加えまして、転入者な

どの提出書類、転入者の場合は前住所地からの書類を提出していただくことがありますので、その書類を違うものを出したりというような偽った場合ということもあります。

以上です。

○委員（清水正二君） 確定申告のときとか、その答えは。

○委員長（五味武彦君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 介護給付ですと、高額介護サービス費につきましては、その方の所得、また家族の所得に関係しまして段階というものが決まってくるので、虚偽の確定申告をしたことによりまして低い段階で給付をたくさん受給するというようなことがないように、こちらのほうで調査をする権限が介護保険法のほうで決められています。

○委員長（五味武彦君） そのほかございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） この罰則を強化するというので、今までとは違って、新たにその世帯に属する者もこの罰則の対象にするということのようですが、ここで1号被保険者という部分を削除していくんですよね、旧から新のほうになるときに。1号被保険者の配偶者もしくは1号被保険者の属する世帯と言っているんですけども、この1号被保険者の1号というのをカットした、なくした理由というのはどういうことでなくしたわけですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、1号被保険者は65歳以上の対象の方、それから2号被保険者は40歳から46歳までの方となりますけれども、改正前ですと40歳から64歳までの方の配偶者と家族については、この罰則規定がありましたけれども、今回の改正によりまして、それらの方にも規定が設けられたということになりますけれども。

○委員長（五味武彦君） 再度、三澤部長、補足をお願いします。

○福祉部長（三澤 宏君） 補足させていただきます。

今現在、被保険者と呼ばれる方は、1号とあわせて2号も被保険者と呼びます。従前のものは、第1号被保険者というふうに65歳以上だけ限定しておりましたので、今度は幅広くその2号被保険者も含めて被保険者という形で含まれて表記しておりますので、従前の第1号被保険者も当然2号被保険者と一緒に含まれているということになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、いわゆる40歳から入る65歳までの2号被保険者の方の奥さんとかそういう世帯に属する世帯主とか、そういう方も今度この対象者に含まれるということになるわけですが、この改正によって。それは実際には給付を受けていない世帯なんだけれども、そこまで厳しくする理由というのはどういうことで。

○委員長（五味武彦君） 三澤部長。

○福祉部長（三澤 宏君） こちらはサービスを受ける場合には、40歳以上の方、2号被保険者につきましても、特定の疾患等があれば介護保険のサービスを受けられるということになっていますので、そのサービスを受給している方ということになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この10万円以下の科料ということで、旧も新もあるわけですが、過去において旧のほうで科料を課した事例はあったですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 今まで科料を課したということはありません。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第53号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第53号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りをいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） それでは、そのようにさせていただきます。

議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、それから議案第55号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題とさせていただきます。

初めに、人事課より厚生環境常任委員会が所管する人件費について一括して説明を求めます。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

人事課より、人件費の補正につきまして、初めに職員全体の概要について説明させていただき、その後、厚生環境常任委員会所管の科目について説明をさせていただきます。

定例市議会資料の最後のページ、4ページをお願いいたします。

補正予算人件費明細表でございます。まず、上段の表の正職員についてご説明いたします。

正職員の補正予算の内容は、本年4月1日の定例人事異動に伴い、当初予算作成時に各所属に在職していた職員の予算科目に変更が生じたため、各予算科目間の組みかえを行うものと、昇給・昇格に伴います給料月額増額によるもの、また、共済費の事業主負担の増額によるものであります。

平成29年1月1日時点で定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数が452人、その後、本年3月末に自己都合退職者が5人、8月末までに死亡退職者が2人生じたことから、9月1日現在、当初予算より7人減員の445人となっております。

2節の給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等により、7人の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額増額分を相殺して216万3,000円の増額となります。

3節の職員手当につきましても、給料と同様に増減分を相殺し、609万5,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と事業主の負担率がふえたことにより増額分を相殺し、2,253万4,000円の増額となります。全職員の人件費の補正額は、3,079万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は、平成28年度任用の6人と平成29年度に再任用を希望した8人の14人を当初予定していましたが、平成29年度任用の1人を非常勤職員として任用したため、現在13人となっております。

2節給料と3節職員手当につきましては、1人分の減額。

4節の共済費につきましては、正職員と同様に事業主の負担率がふえたことにより増額となっており、合計で211万9,000円の減額となります。正職員と再任用職員を合計しますと、全体で2,867万3,000円の増額補正をお願いするものであります。なお、嘱託非常勤職員につきましては、予算作成時と変更はございません。

次に、9月補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

厚生環境常任委員会所管の一般会計の科目につきまして、補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当の増減額の理由は、先ほど説明しましたとおり、人事異動により増減職員の入れかわりによるものと、昇給・昇格により増額分。共済費につきましては、事業主の負担率の変更により増額分であります。

最初に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。01社会福祉関係職員費の職員数は当初予算の29人より1人少ない28人となっておりますが、4月の人事異動に伴い職員の入れかわりにより335万円を減額するものであります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。01児童福祉関係職員費の職員数は15人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い610万9,000円を増額するものであります。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、4目保育所費です。01保育園関係職員費の職員数は当初予算の56人より1人多い57人となっておりますが、人事異動に伴い940万7,000円を増額するものであります。

次に、5目児童館費です。01児童館関係職員費の職員数は当初予算の8人より1人少ない7人となっておりますが、定年退職による原因で916万1,000円を減額するものであります。

次に、4項国民年金費、1目国民年金費です。01国民年金関係職員費の職員数は1人で当初予算と変わりませんが、11万4,000円を増額するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。01保健衛生関係職員費の職員数は当初予算の16人より1人多い17人となっておりますが、人事異動に伴い1,471万2,000円を増額するものであります。

次に、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費です。01環境衛生関係職員費の職員数は当初予算の11人より1人多い12人となっておりますが、人事異動に伴い608万3,000円を減額するものであります。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

一般会計に引き続きまして、国民健康保険特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費の職員数は9人で当初予算と変わりませんが、4月の人事異動に伴い職員の入れかわりにより317万円を減額するものであります。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費の職員数は4人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い93万6,000円を増額するものであります。続いて、70ページ、71ページをお願いいたします。

介護保険特別会計です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。01総務管理関係職員費の職員数は5人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い303万4,000円を増額するものであります。

次に、4 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費です。01介護認定審査会関係職員費の職員数は1人で当初予算と変わりませんが、人事異動に伴い276万6,000円を増額するものであります。

次に、3 款地域支援事業費、2 項包括的支援等事業費、1 目包括的支援等事業費です。03包括的支援事業関係職員費の職員数は2人で当初予算と変わりませんが、35万1,000円を増額するものであります。

以上が、厚生環境常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行いたいと思います。

質疑ございますか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） 共済費が事業主の負担割合、負担率ですか、増加したことによって2,300万ほどふえているわけですが、これは幾つから幾つに率がふえたわけですか。

○委員長（五味武彦君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お答えします。

負担率の率でございますけれども、幾つか項目が分かれておりまして、介護保険がある場合と介護保険がない場合、また、4月から8月と9月から3月というふうに年2期に分かれてございますけれども、1つの例を言いますと、9月から3月の分と言いますと、昨年度はちょっと細かい数字ですけど、1,000分の189が今年度は1,000分の192というような感じで、1,000分の3ふえたというような感じになっています。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 事業主の負担率が1,000分の3増加になっているようですが、職員のほうの負担率は変わりはないですかね。同じようにふえていますか。

○委員長（五味武彦君） 高鳥課長。

- 人事課長（高鳥 悟君） 職員の負担も、同じように同じ率でふえております。
- 委員長（五味武彦君） 米山委員。
- 委員（米山 昇君） 今回、嘱託とか臨時の人件費関係は補正をしないという説明がありましたが、当然こういう共済費とかは負担もふえたりはしていると思うんですけれども、そちらのほうの人件費関係はどういうふうに、今ある予算の中でとりあえずやっておいて、また後の12月とか3月に補正をするのか。今の既定の予算で賄えるということなのか、どんな様子でしょうか。
- 委員長（五味武彦君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） 嘱託非常勤の方の保険につきましては、つい先ごろ変更の率が出ましたものですから、また、今既存の予算を支出しておりますけれども、不足するようでしたら補正をお願いする予定でございます。
- 委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。
- 〔発言する者なし〕
- 委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。
- 続いて、傍聴議員の質疑を許します。
- 傍聴議員ございますか。
- 三浦議員。
- 議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいですけど、ページでいきますと71ページの一般管理の中に、先ほど01で総務管理費関係職員費ということで300万と。これが人事異動でというご説明でございますけど、等級あるいはどういう人事異動で300万もふえたのか、お尋ねしたいと思います。
- 委員長（五味武彦君） 高鳥課長。
- 人事課長（高鳥 悟君） お答えします。
- 70ページ、71ページですと、介護保険特別会計だと思いますけれども、当初5人で今も5人と人数は変わりませんですけども、やはり職員の年齢層ですとか級ですとか、そういうものが大きく変わりますと大きい差が出てまいりますので、そういう関係でございます。
- 委員長（五味武彦君） 三浦議員。
- 議員（三浦進吾君） 参考に、等級はどういうふうに違いが出たのか、お尋ねしたいと思います。
- 委員長（五味武彦君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 2級の職員から3級の職員に変わることによりまして、増額となっております。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了させていただきます。

これで人事課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般会計の審査を行います。

保険課より、第3款民生費、第1項社会福祉費及び第4款衛生費、第1項保健衛生費について、一括で説明をお願いいたします。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、04後期高齢者医療特別会計繰出金118万5,000円は、事務費及び人件費の増額に伴う繰出金でございます。詳しくは、後期高齢者医療特別会計においてご説明いたします。

めくっていただきまして、12、13ページをお願いいたします。

4項の国民年金費につきましては人件費でございます。人件費の増額でございますので、先ほど人事課から説明があったとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10国民健康保険特別会計繰出金275万円の減額は、先ほど人事のほうから説明がございました、4月の人事異動等に伴う繰出金の減額でございます。こちらにつきましても、詳しくは特別会計のほうでご説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 後ほどの特別会計でお話をするということです。

一旦説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 改めて特別会計で説明願います。

ほか、質疑ございますか。

なければ、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 質疑なしと認めます。

これで保険課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、福祉課より第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） お疲れさまです。

福祉課から今回の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算説明書10ページ、11ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において、NO. 27臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業で、19節負担金補助及び交付金へ2,083万5,000円の増額補正をお願いするもので、財源につきましては6ページ、7ページの歳入、右端にあります説明欄、上から2つ目の臨時福祉給付金等給付事業費補助金として全額国庫補助金となります。

内容といたしましては、国の指針に基づき、平成27年度に実施いたしました臨時福祉給付金の支給実績89%に当たる1万761人を算定基礎人数とし、一人1万5,000円の給付金を支給するため、1億6,141万5,000円の予算を計上いたしておりますが、給付対象者の増加

が見込まれるため、補正をするものです。

具体的な増加要因といたしましては4点あり、1点目は、修正申告または更正の請求に係る課税更正に伴い、給付要件を満たしていた方が給付対象外となるパターンの人数より、給付対象外であった方が給付要件を満たすようになるパターンの人数のほうが上回ること。

2点目は、特別な事情により里親家庭または市内児童福祉施設で生活している住民登録のない児童に係る情報を、県が提供してくれたこと。

3点目は、税に係る未申告者への申告勧奨に伴い、新たに給付要件を満たす人が発生すること。

そして4点目が、再来年10月からの消費税増税前における最後の臨時福祉給付金であるということに加え、過去の実績から、給付される金額が高額になるほど支給率が高くなる傾向があり、甲斐市では過去97%の支給実績があることなどの要因から、今回給付対象者数を1万2,150人と見込み、増加分の1,389人にかかる給付金2,083万5,000円を計上させていただいたものです。

なお、直近の支給率ですが、昨日までに1万18人へ支給をしており、今補正で支給対象者数を見直しました1万2,150人に対しましては83%となります。

以上が補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 増加が見込めるということで2,000万ほどふえるようですが、今4点ほど増加の理由を説明がありました。修正申告によってふえる方、珍しく里親家庭というような形で、ほんのわずかだと思いますが、この1、2、3、4で、4は人数あれですが、1、2、3でどのくらいずつふえるのか。もし見込みがありましたら、お願いします。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） まず、課税更正により減る方ですが、61人ほど現在のところでは減る見込みになっております。また、課税更正に伴い、ふえる方が99人ということで、相殺をして38人がふえる。

また、里親家庭と市内児童福祉施設のほうへ入所されている児童ということで40人。そ

して、例年の未申告の呼び出し等におきましてふえる方が約130人いらっしゃるということで、今回の増額の分を見込んでおります。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 未申告がかなり130人もふえるんですが、それらを入れたにしても200人ぐらいかな、1、2、3で。先ほどの1,300人ぐらいふえるということと大分かけ離れていますけれども。

あとは申告の率が多くなるということで1,389人増という数字を弾き出したのか、その辺のもう少し説明をお願いします。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、当初に支給算定の人数を1万761人というふうに見込んでおりましたが、それに伴う郵送のほうは、もともとが89%、前の実績に基づいてですので、それに伴います郵送の発送が1万1,943通（人）ですね。それとの差額の1,182人ということで、全員が申請をした場合においては先ほどの増加分が見込めるということで、補正の計上をさせていただいております。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了させていただきます。

これで福祉課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、長寿推進課より第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願ひいたします。

それでは、長寿推進課にかかわります一般会計の補正につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書6ページ、7ページをごらんください。

初めに、歳入について若干説明をさせていただきます。

17款寄附金、1項寄附金、3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金50万円の増額補正につきましては、ことし3月に亡くなられた方のご家族から、故人が生前に本市の高齢者福祉行政について感謝の意を示していたことから、その遺志に基づきまして、本市の高齢者福祉事業に活用してほしいと寄附の申し出がありました。この寄附を老人福祉費寄附金として6月に委託しましたので、増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

説明書の10ページ、11ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、11在宅福祉事業、財源内訳構成は、先ほど歳入でご説明した老人福祉費給付金を特定財源その他として50万円を充当し、一般財源を50万円減額するものでございます。

次に、28節繰出金、16介護保険特別会計繰出金539万4,000円の増額補正につきましては、介護保険特別会計への繰出金で、定期人事異動に伴います地域支援事業にかかる地域包括センター職員の人件費の増額分6万8,000円、総務費にかかります介護保険係の人件費増額分303万4,000円、介護認定審査会職員の人件費増額分181万2,000円、また、介護保険システム移行に伴います新様式印刷経費等の増額48万円の合計でございます。

一般会計の長寿推進課にかかわります補正予算につきましては、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほど寄附金があったということなんですけど、僕、規程がわからないんであれなんですけど、感謝状とかそういった表彰規程とかそういったものはあるんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 特段ないというふうに認識をしております。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、これで長寿推進課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時20分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、子育て支援課より第3款民生費、第2項児童福祉費について説明を求めます。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

それでは、子育て支援課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書10ページ、11ページになります。

初めに10ページ、表の真ん中より少し下になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費を説明いたします。補正前の額4億6,008万4,000円に対しまして618万5,000円を増額補正し、補正後の額を4億6,626万9,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金5万2,000円は、国及び県の地域子ども子育て支援事業交付金でございまして、国、県とも補助率3分の1の2万6,000円でございます。

それでは、右の11ページの説明欄をごらんください。

01児童福祉関係職員費610万9,000円ほか人件費の補正につきましては、人事課の説明のとおりでございます。

次に、012次世代育成支援対策事業7万6,000円を増額につきましては、子育て短期支援ショートステイ事業としまして、保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが

困難になった場合に、市が委託する乳児院において宿泊を伴った一時預かり事業でございます。今回、利用増加に伴い増額補正するものでございます。

10ページにお戻りください。

次に、3目母子福祉費になります。補正前の額4億272万7,000円に対しまして463万8,000円を増額補正し、補正後の額を4億736万5,000円とするものでございます。財源内訳の国県支出金347万8,000円は、国及び県の児童入所施設措置費等負担金でありまして、国は補助率2分の1、231万9,000円。県は補助率4分の1、115万9,000円でございます。

11ページの説明欄をごらんください。

04助産、母子生活支援事業463万8,000円を増額につきましては、問題を抱えた母と子が一緒に母子寮に入所して自立に向けた支援を行う事業でございます。今回、甲府市にあります県内唯一の母子寮の入所者が4世帯から2世帯に減少したことによりまして、1世帯当たりの措置費が増額したことにより、補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員の質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 児童福祉のほうで、2世代支援事業で乳児院へのショートステイ事業が利用者がふえているということですが、ふえる見込みということで要請がありますが、どのくらいの見込みが、幾人から幾人に見込んだのか。

○委員長（五味武彦君） 藤田係長。

○児童係長（藤田陽子君） 今年度、12世帯で54泊という見込みを立てております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 12件、54泊ということですが、今どのくらい利用されてこの見込みに今度はするのか、利用状況。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 全体で54泊なんですけど、今現在31泊で4世帯、5人が執行されております。

今後、見込みとしまして23泊、これも4世帯、5人ということで見込んでおります。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） その下の母子寮のほうですが、先ほどの説明だと、4世帯が2世帯になったからふえたというような説明だったのですが、減ってるってことが単価が上がったのか、その辺もう少し詳しくお願いします。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 母子寮につきましては、日々県の児童相談所、母子相談所と一緒に相談等調整を行っているところでありますが、母子寮には県内に唯一一つ、甲府市の伊勢に山梨立正光生園という母子寮がございます。その母子寮が定員が6世帯になっておりまして、その6世帯が例えば3世帯とかの半分とかになりますと、全体の金額というのが月額150万、全部で6世帯で150万というような金額が決まっておりますので、それを6世帯で例えば案分しますと、1世帯25万となりますが、3世帯になりますと、その倍の30万ということになりまして、今回その母子寮に甲斐市以外の市町村から出ていった世帯がございまして、減ったことによりまして、甲斐市から行っている1世帯分の金額というのが上がってしまったということで、措置費が増額したということになります。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、甲斐市では、その母子寮へ甲斐市からの何世帯行っているのか、何人。そして、もちろん定員が減れば単価も上がるということですが、460万という数字ですから、月にしてもかなりになりますけれども、この辺の何人行っていてどうなのかということで、内訳を教えてください。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 1世帯、そして母子と子供で2人ということになります。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

これで子育て支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時30分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、健康増進課より第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

健康増進課から、補正についてお願いをさせていただきます。

補正予算説明書12ページ、13ページになります。

最初に中ほどですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。内容につきましては、13ページをお願いいたします。説明の欄をごらんください。

01保健衛生関係職員費と10国民健康保険特別会計繰出金ですが、先ほど所管の人事課及び保険課において説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、12ページに戻っていただきまして、3目健康推進費でございます。補正額199万9,000円の増額をお願いし、4億746万1,000円にするものでございます。財源は一般財源となります。

13ページをお願いいたします。

説明の欄をごらんください。01母子保健事業となります。内容ですが、健康増進課は子育て世代包括支援センターとしてワンストップ支援の拠点となっております。その相談窓口の環境整備に伴う相談室設置にかかる経費でございます。

具体的な内容ですが、この8月に厚生労働省から子育て世代包括支援センター業務ガイドラインが発行され、その中で相談に当たっては、相談のしやすい雰囲気醸成や、プライバシーに配慮した環境整備が利用者とのつながりに大きく影響することから、可能な限り個室を利用して面談を行うことが望ましい旨が明記されております。

現在、健康増進課では妊娠届を初め、各種相談についてはカウンター越しで実施をしているため、プライバシーの配慮に関して問題があることから、健康増進課の事務室の前のフロアに専用の相談室を設置したいと考えております。

設置場所ですけれども、健康増進課は本館1階の1番窓口に事務室があることから、その目の前の現在自動販売機が設置してあるスペースを活用する予定でございます。現在も相談

の内容によっては庁舎内のあいている部屋を探して対応をしておりますが、タイムリーな部屋の確保は困難な状況でございますので、健康増進課専用の相談室を設置して対応をしたいと考えております。

補正の内訳としましては、13ページですけれども、11節需用費4万7,000円は相談室に訪れる妊産婦や乳幼児に対して和やかな雰囲気が出せるよう、相談室の壁、パーテーションですけれども、そこに貼るキャラクター類のシール代になります。

次の15節工事請負費19万5,000円につきましては、現在設置してある自動販売機の電源移設工事にかかる経費となります。

次の18節の備品購入費175万7,000円につきましては、個室を2部屋設置するために必要なパーテーション及び設置費用、また、相談室のテーブル、椅子、それから赤ちゃん用のベッド等の経費になります。相談室の広さですけれども、1部屋縦横ともに2メートル40センチの幅の個室が2部屋となります。

健康増進課では、妊娠届出時の相談を初め、出生届出時、その他の相談を含めまして、年間約1,500件の所内相談がありますので、この件数が相談室の利用見込みとなります。なお、母子保健以外の相談につきましても、ケースによって相談室を活用する予定でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） こういう個室でやることは望ましいということですので、やむを得ないかと思いますが、たしかフロアの一番東のほうに相談室というのが何室かあると思いますが、そちらのほうの利用状況等どうなんですか。あれば、そこがすいていればそちらを貸してもらおうということも可能かと思うんですが。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） そちらの部屋はほとんど新館の課の業務の相談事業で使っていることが多いです。現在も空き状況を確認しますとほとんど埋まっていますので、そこを利用できないという、そんな現状がございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほどの年間の相談件数が1,500件ということが報告されましたが、

今後そういう相談室を設置することによって、どのくらいの相談件数を見込んでいるか、お伺いいたします。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 相談件数につきましては、今後特別ふえるということはないと思われま。今までカウンター越しでやっていた相談をそのまま個室に移行をして、プライバシーに配慮しながら深い相談をしていくという、そういう対応をしていきたいということを考えております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 相談される方については、今まで従来どおり相談をしていた方が当たると。それはそれぞれチームワークでやると思うんですけど、そういうことですね。

○健康増進課長（長坂千恵子君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、電源の移設ということなんですけど、自動販売機はどこかほかへ持っていくということですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） すぐ近くのところ、その個室に差し支えないところに移動する予定でございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、そういう窓口業務のあれというのは、とりあえずそこで受付をして、向こうに案内をするという流れになるんですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） ケース・バイ・ケースになるかと思うんですけども、基本的には母子手帳、出生はその個室で対応をしたいと思ひますし、そのほかのケースにつきましても、プライバシーということでもかなり深い話になる場合には、その個室を利用していきたいと考えています。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員。

横山議員。

○議員（横山洋介君） プライバシーの観点からということで、より深くのそういう話になってくると思うんですけど、その場合、2部屋というふうに聞いたんですが、隣同士の部屋の声って聞こえるような、パーテーションという話だったんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） その場合、十分考慮して設置をしていきますので、問題はないと思います。聞こえないような設置をいたします。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） その今のパーテーションの話なんですけれども、想像で申しわけないけど、窓際からこうして廊下へこう行って、それをまた2つに割るという話ですか。南側から自動販売機の……

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） イメージですけれども、健康増進課の事務室がここだとします。そうすると、その真ん前のフロアで、今自動販売機がここにありますが、それを移動してここに2つ。こっちから見ますと縦に2つあるという、そういうイメージでドアがついております。

○委員長（五味武彦君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 縦に2つということは、例えば2つ一遍にということがあった場合は奥が先、そうなりますよね。奥と手前という順番がそういうふうに決まってくると思うんですけども、そのパーテーションの高さは幾つですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 高さは2メートル10センチになります。

○委員長（五味武彦君） もう少しパーテーションの説明できますか。

もう少し詳しく説明をいたします。

日本係長。

○健康企画係長（日本 修君） パーテーションですが、スチール製のものでして、イメージとしては、収納課にある相談するような部屋、パーテーションがあるんですけど、それも2メートル10センチのものを、横が2メートル40センチでつなぎ合わせて四角い部屋をつく

るというような形です。

〔「天井は」と呼ぶ者あり〕

○健康企画係長（日本 修君） 天井はちょっと様子でなんですけど、もし2階から見えるようでしたら、布みたいなものを……天井は開けっ放しの状態です。

○委員長（五味武彦君） 補足は終わりました。

傍聴議員、ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第54号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第54号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。2時55分再開ということにします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第55号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査を行います。

説明、質疑については、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、議案第55号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明をいたします。

議案の19ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ275万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億5,569万5,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算説明書38、39ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金275万円の減額で、内訳は職員給与費分317万円の減と事務費分42万円の増額でございます。

2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,400万円の減額でございます。

11款諸収入、2項雑入、2目1節一般被保険者第三者納付金1,400万円は交通事故等第三者行為による傷病に対しまして、第三者が納付すべき額の納付金の増額でございます。なお、一般被保険者第三者納付金の増額に伴いまして、財政調整基金繰入金を減額しております。

続きまして、歳出をご説明いたします。40、41ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費317万円の減額は、先ほどの人事課からの説明のとおりでございます。

03一般管理費の42万円の増額は、先ほど歳入でご説明いたしました一般被保険者第三者納付金の増額に伴いまして、第三者行為求償事務手数料を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 第三者納付金で交通事故による納付額1,400万という大きい金額、当初予算が790万ですから補正のほうが大きいわけですがけれども、これはどういう、大きい事

故があったわけでしょうか。それとも、件数がたくさんふえたのか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） これにつきましては、大きい事故のものとなっております、お一人で1,400万円のものとなっております。これが入ることに伴いまして、事務手数料も合わせて増額ということになっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 1件で1,400万という数字ですが、もちろんこれはかわりにというか先に払っておいたわけですから、全く儲かったわけじゃないわけですがけれども、もしわかったらどんな事故でこんな金額になったのか。言えるようであれば、差し支えない程度で。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 平成26年度に起こした事故で、加害者が足元に落とした物を拾おうとして脇見運転をして、中央線をはみ出してぶつかってしまった事故です。

○委員（米山 昇君） もうちょっと……ぶつかっただけだと、1,400万も……

○委員長（五味武彦君） 再度、新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 治療内容は26年3月診療分で、主な原因が骨盤骨折、あとは外傷性出血、小腸壊死。この時点で10割納付の医療費が626万円の治療で1カ月かかっております。

以上です。

○委員（米山 昇君） 運転手が起こした事故で、相手がそうなったということ。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） そうです。

○委員（米山 昇君） そちら辺がちょっと……もう一回説明してください。今だと事故の状況がわからない。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長、再度お願いします。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） 事故の内容は、加害者が足元に落とした物を拾おうとして脇見運転をしたため、中央線をはみ出して被害者の車の右側に衝突してしまったという事故です。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 加害者はどちらでもいいんですが、いわゆる国保に加入していた人が交通事故になったわけですね。その方が入院をされて、治療をされて1,400万以上多分か

かったと思うんですが、それで一時的に国保から支払いしておいて、第三者が納付される、保険の方から来たわけですけれども。

それをだから、被害者のほうが終わったのか、まだ続いているのか。1,400万円以上にまだなるのか。これで、もう済んじゃったのか。その辺のところも知りたかったわけですけれども。

○委員長（五味武彦君） 新奥係長。

○国民健康保険給付係長（新奥知恵君） もうこの事故は終了してしまして、28年3月で治療は終了しております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 再質問のほうですみません、それに伴う手数料42万円、補正してありますけれども、これはどういう手数料というか、金額によっても違うのか、その辺の内容を。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この手数料でございますが、国保連合会のほうに求償事務の業務委託をしております。求償金額に対して3%となりますので、1,400万円の3%で42万円となります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑、終了いたします。

これで議案第55号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第55号 平成29年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論・採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第55号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第56号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、議案第56号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をいたします。

議案の25ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,811万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書の54、55ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明をいたします。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金118万5,000円の増額は、職員給与費、事務費の増額に伴うものでございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金50万円の増額は、山梨県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金で、過年度分の保険料の還付金でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

56、57ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務管理関係職員費、こちらの増額につきましては、先ほど人事課からのご説明のとおりでございます。

2項1目01徴収費24万9,000円の増額は、電算執務公開に伴う納付書、封筒等の印刷製本費でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目01保険料還付金50万円は、国が提供い

たしまして後期高齢者医療広域連合が使用しております電算システムに設計誤りがありまして、一部の被保険者について保険料の軽減判定に誤りがあったため、過年度分の保険料還付金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先日の厚生保険課からの説明がありました。後期高齢者の保険料の均等割の軽減判定に誤りがあったということで、あのときが約50万近く還付の問題があったということですが、対象者についてはちょっと忘れちゃったんですが、どのくらいだったのですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今回、平成20年度から28年度までのカウント対象者が15名となっております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） その方たちに還付をするということで、この予算が組まれたということですね。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） その方々に還付をするということもございますが、8月の常任委員会でもご説明をいたしましたとおり、国のほうで、この対象者を抽出するシステムに誤りがまだあったということで、10月末までにその改修が終わると。新しい抽出システムが提供されるということで、還付対象者がまだふえる可能性があるという部分もありまして、今回増額をお願いするものでございます。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第56号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第56号 平成29年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第56号を終わります。

ここで暫時休憩とし、職員の入替えを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第57号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

説明、質疑については歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願いたします。

長寿推進課から、議案第57号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

議案31ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ739万円の増額をお願いし、補正後の予算額は46億3,108万6,000円とするものであります。

初めに、人件費の概要につきましてご説明を申し上げます。

介護保険特別会計におきましては、介護保険係の職員、それから介護認定審査会の職員、また地域包括支援センター職員、社会福祉士になりますけれども、この人件費を予算計上しておりまして、今回それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

このうち、介護保険係の人件費の費用負担につきましては、国、県、保険料の負担はございませんので、一般会計から増額補正の全額を繰り入れます。

また、介護認定審査会職員人件費の費用負担も、国、県、保険料の負担はありませんけれども、均等割、審査件数割によりまして、介護認定審査会を構成しております2市、1町の負担金を計算いたします。その割合は、甲斐市が65.5%、中央市が21.9%、昭和町が12.6%となりますけれども、中央市と昭和町の負担分の34.5%につきましては、認定調査会共同設置負担金として、また甲斐市分の65.5%は一般会計から繰り入れをいたします。

最後に、地域包括支援センター職員の人件費につきましては、こちらの人件費は包括的支援事業として認められておりますので、その費用負担の割合につきましては、国が39%、県が19.5%、市が19.5%、1号被保険者保険料が22%となっております。

それでは、補正予算説明書によりまして、初めに歳入の説明をさせていただきます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料7万9,000円は、包括的支援事業関係職員費35万1,000円の増額にかかる財源22%分、保険料の増額補正でございます。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金95万4,000円は、介護認定審査会関係職員費276万6,000円の増額にかかります中央市負担分の60万6,000円と昭和町負担分の34万8,000円の合計95万4,000円の増額補正でございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金13万6,000円は、包括的支援事業関係職員費35万1,000円の増額の財源39%、国負

担分の増額補正となります。

次に、4目地域介護福祉空間整備等交付金、1節現年度分地域介護福祉空間整備等交付金75万9,000円につきましては、既存施設のスプリンクラー設置等整備事業にかかる国の交付金の増額補正でございます。交付申請のありました市内介護事業所、1事業所になりますが、こちらへ交付する国庫補助金であります。なお、補助率につきましては10分の10で、市の負担はございません。

本事業の概要について申し上げますと、原則として自力で避難することが困難な人が多く入所する高齢者施設等に、スプリンクラーの設置が平成27年4月から義務づけられておりまして、平成30年3月までにスプリンクラーを設置することとなっておりますので、この交付金を活用しまして整備を行うものでございます。

次に、6款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金6万8,000円は、包括的支援事業関係職員費35万1,000円の増額の財源19.5%、県負担分の増額補正でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金6万8,000円は、包括的支援事業関係職員費35万1,000円の増額の財源19.5%、市負担分の増額補正でございます。

次に、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金303万4,000円は、総務管理関係職員費増額に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

最後に、2節事務費等繰入金229万2,000円は、介護認定審査会関係職員費にかかる市負担分181万2,000円と事務所費8万4,000円、部課徴収費39万6,000円の合計の増額補正となります。

以上、歳入の補正総額は739万円の増額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の70ページ、71ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01総務関係職員費303万4,000円の増額は、介護保険係職員の定期人事異動等に伴う人件費の増額補正でございます。

03事務所費8万4,000円は、介護保険システムの移行に伴う負担限度額認定証等の印刷経費の不足分の増額補正でございます。

次に、2項徴収費、1目部課徴収費、01部課徴収費39万6,000円は、同様に介護保険システムの移行に伴います督促状等の印刷経費の不足分の増額補正でございます。

次に、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、01介護認定審査会関係職員費276万6,000円は、介護認定審査会職員の定期人事異動等に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、5項地域介護福祉空間整備費等補助金、1目地域介護福祉空間整備費等補助金、01地域介護福祉空間整備費等補助金75万9,000円の増額補正につきましては、歳入でご説明しました既存施設のスプリンクラー設備等整備事業にかかる国の交付金で、交付申請のありました市内施設1事業所へ交付をいたします。補助率は10分の10で、市の負担はございません。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業任意事業費、03包括的支援事業関係職員費35万1,000円は、地域包括支援センター職員の定期人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

以上、歳出の補正総額は739万円の増額でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 歳入も載っていますが、福祉空間の整備等補助金、スプリンクラー1事業所へ75万9,000円、補助出しますけれども、市内に対象事業所が何施設あって、スプリンクラー全部これで設置が終わるのかどうか。その辺の状況を教えてください。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、消防法令の一部改正によりまして、今まで該当していなかった事業所、例えばデイサービス事業所につきましては、今までこの対象から外れていたわけなんですけれども、この法改正によりまして、デイサービスの中には、介護保険サービス以外で自費で宿泊をする等の施設もございます。そうした施設につきましても、要件が該当する場合にはスプリンクラーを設置しなければならないというふうになっておりまして、こちらにつきましては、消防署のほうで把握をして指導をする形になっておりますが、甲斐市内では1件未整備の事業所がございました。今回こちらのほうへ補助金を使いまして整備をすることによりまして、甲斐市内では全ての事業所で設置が終わるということとなります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） これで全ての事業所がスプリンクラー設置されるということで、より安全になると思いますが、市内に対象施設が何施設あるのか。

○委員長（五味武彦君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） お答えいたします。

市内にスプリンクラー設置が義務づけられる対象施設は2施設ございます。そのうちの1施設は既に整備が終わっております。もう一つが、今回の補助金を利用して整備するところでございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 消防法の改正によって新たに2施設が対象になったわけですが、これでそちらも大丈夫ということになりましたが、まだこの消防法の改正でもひっかからないという言い方はおかしいですけれども、小規模だったりして対象にならない事業所もあると思うんですが、市内にはまだそういういわゆるひっかからないような事業所がどのくらいあるのか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、例えばこのデイサービス事業所では、現在宿泊をしていないところでも、これから宿泊をするところもあるかと思えます。それから、現在宿泊をしているところでも要件がございまして、要介護は3以上の方が全体の半分以上であれば、このスプリンクラーを設置しなければならないというふうになっております。

ですから、その状況によりまして、介護度の高い方がたくさん宿泊をするような場合には、スプリンクラーを設置しなければならないという状況になります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 市内の施設の数をお答えいたします。地域密着型のデイサービスでございますが、全部で23施設ございます。そのうちの2施設が消防法で義務づけられている2施設でございます。

また、消防法で定められている必要な施設でグループホームと地域密着型特別養護老人ホームにつきましては、グループホームが6施設、地域密着型特別養護老人ホームが2施設、計8施設は設置済みでございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 確認ですけれども、グループホームが6施設と特養の2施設は、これは当然最初から設置がされていると。それでデイサービス施設が23施設あるうちの2施設が、消防法によって今度はつけなきゃならないということになって、これも今回の助成で、それはクリアになると。

残りの21というのは、まだ消防法では規定はされていないけれども、ただ自主的につくったときからつけているというところも中にはあるじゃないかなとは思いますが、その辺はないですかね。設置をするときにも自主的にスプリンクラーを設置してあるよということもあるのかどうか、残りの21の中で。その辺、もし把握してあれば。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 申しわけございません。

そのほかの施設につきましては、設置不要ということで消防署から連絡を受けておりました、そちらの施設に設置してあるかどうかということは、こちらまで把握はしておりません。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ありませんね。

これで、議案第57号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第57号 平成29年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより本案について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第57号を終わります。

ここで暫時休憩とし、職員が退席をいたします。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○委員長（五味武彦君） それでは、会議を再開いたします。

次に、請願第29－7号 国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択についての請願を議題といたします。

紹介議員は樋泉議員でございます。請願の内容説明をお願いしたいと思います。

樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） ご苦労さまでございます。

大変貴重な時間をいただきまして、請願の審査をするということでございます。説明を、朗読をもって説明にかえたいと思います。よろしく願いいたします。

お手元にある請願書を見ていただけますか。

請願代表者、住所、山梨県甲府市丸の内2－9－28 勤医協駅前ビル6階。

電話、以下のとおりであります。

勤医協というのは、山梨県勤労者医療協会という名称の略でございます。

氏名は、山梨県社会保障推進協議会。

会長は、飯塚譲。

紹介議員は私、樋泉です。

国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択についての請願。

請願の趣旨。

国民健康保険は2018年4月から財政運営の責任を負う主体は都道府県とする。運営に関する業務は、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う。都道府県単位化に移行されます。

国民健康保険は、社会保障制度として国民皆保険制度の根幹をなす制度であり、新たな制度のもとでの保険料や国保運営等について、被保険者、住民に大きな関心を寄せております。

県は2016年度の国保決算に基づく県内市町村の納付金と標準税率の試算を8月までに国に提出することになっております。保険料（税）がどうなるかは、被保険者の暮らしにかかわる重大な問題であります。県は早急に各市町村に該当市町村の納付金と標準税率の試算を知らせ、全市町村の結果を県民に公表すべきです。

また、都道府県化といっても国のガイドラインにもあるとおり、保険料賦課決定等の権限及び予算決定権は、これまでどおり市町村にあります。山梨県国民健康保険運営方針（素案）では、「将来的には保険料（税率）の一本化を目指す」「法定外の一般会計繰入等については解消・削減していく」としてありますが、あくまでも有責助言であり、地方自治の侵害を行わないこと、市町村の権限の行使を妨げるものではありません。

こうしたことに対し、貴市議会から山梨県に対して以下の内容での意見書を上げていただくよう、お願いいたします。

一、県は早急に各市町村に当該市町村の納付金と標準税率の試算を知らせ、全市町村の結果を県民に公表して下さい。

二、山梨県国民健康保険運営方針に、保険料賦課決定等権限および予算決定権はこれまでどおり市町村にあること、地方自治の侵害を行わないこと、市町村の権限の行使を妨げるものではないことを明記して下さい。

三、2015年度より実施されている1,700億円の「低所得者対策」に加え、「都道府県化」される2018年度に約束どおりに、さらに1,700億円追加することを国に求めて下さい。

以上であります。慎重審議をされましてご議決されることをお願いいたしまして、説明にかえます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 樋泉議員から説明が終わりました。

これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 最後の2015年より実施されている、1,700億円の「低所得者対策」に加えてさらにというところがよくわからないのですが、さらに1,700億円を追加するということで、倍になるということですか。

○委員長（五味武彦君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） これは以前に、平成27年度に低所得者に対して1,700億円を補助として出すということですよ。それに加えて、今度都道府県化されるときにも、1,700億円を

追加するというふうなことが約束をされたですよ。それを実行してほしいということになると思います。

○委員長（五味武彦君） 池神委員。

○委員（池神哲子君） ということは、1,700億円足りなかったわけですかね。

○委員長（五味武彦君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） 1,700億円足りなかったわけじゃないですが、2018年度に拡充する公費1,700億円を、そのうち800億円を保険者の努力支援制度ということで出す。

それからまた、医療費の削減で成果を上げた自治体ですね、そういうことで出すということと、それからそのほかにも細かい内訳がございますが、いずれそれは約束をされているということでもありますので、確実に実行してほしいという内容ですね。よろしいでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 金丸副委員長。

○副委員長（金丸幸司君） 慢性的な赤字ということで、国は平成29年、30年以降ですか、毎年この3,400億円を国保に投入することを決定したということなんですけれども、これとはまた別だということはいんですかね。具体的に1,700億円とプラス1,700億円だと、ちょうど3,400億円になるんですが、これとはまた別だということであれですか。

○議員（樋泉明広君） その点はちょっとあれですが、厚生労働省の報告によりますと、追加分として1,700億円、毎年低所得者対策として出すと。そのほかに都道府県化になっても1,700億円は公費として出しますということが出されているんですね。それを念のために追加補正をしてくださいと念を押しているということですよ。

細かいところがあるけれども、新たな配分ルールに沿って約1,700億円の内訳を見ると、医療費の削減の成果に応じて配分する約800億円のうち約500億円は都道府県分で、後発医療品の使用状況や特定健診の受診率などを反映させ、残り300億円は市町村分で、事務の適正化などで配分額を決めるということが報告されておりますけれども、それはことしの8月23日の官庁の速報で出ております。

○委員長（五味武彦君） そのほか、ございますか。

米山委員、どうぞ。

○委員（米山 昇君） これ県の一本化されるようですが、最後の3番の約束どおり1,700億円追加することを国に求めるという請願内容ですが、今低所得者対策として、税率の軽減とか1,700億円出されたことはわかっていますが、さらに来年度以降1,700億円というのは、今聞きますと、そのうちの800億円が県と市町村へ出されると。あと、残りの900億円とい

うのはどういような、何に使われるわけですか。1,700億円をさらに追加で助成される金額ですね。

○委員長（五味武彦君） 樋泉議員。

○議員（樋泉明広君） その辺については定かではありませんが、ここに出ているのは、個々の財政調整機能の強化というふうに位置づけております。

それからあと、保険料が上昇する事態への暫定的な激変緩和。

それから、子供や精神障害者の加入者の数などに応じて配分するというふうなことが官庁速報で出されているんですが、私どもの認識不足かもしれませんが、私の情報ではそうなっている。

○委員長（五味武彦君） ほか、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ありませんね。

ないようですから、以上で質疑を終了いたします。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

それでは、金丸副委員長から順次指名させていただいて、意見をお願いいたします。

金丸副委員長。

○副委員長（金丸幸司君） 冒頭の被保険者、住民の関心が大きいということは事実でありますし、そういったことから早急に方向性を示すということは、私も理解できます。

2点目の、市町村の権限の行使を妨げるものではないということを明記してくれとあるんですけども、これ、厚生労働省によると都道府県、国民健康保険運営指針は、その中にも技術的な助言であり、法的拘束力はありませんと。また、保険料の部課の権限はこれまで同様に市町村にありますと。一般会計からの法定外繰り入れは市町村の政策判断で実施するもので、必ずしも解消とか削減をすべきもので、あくまでも自治体さんに委ねているということで、特にここで行使を妨げているものではないということです。

3点目は、さっき言った1,700億円の追加ということで、私も勉強不足ですけども、国では3,400億円を国保に毎年投入していくということを明記されているのであります。1点としては、やっぱり住民が非常に大きい関心を持っているということで、私としては継続ということでよろしく願います。

○委員長（五味武彦君） 金丸副委員長は継続ということでよろしいですか。

それから、米山委員、願います。

○委員（米山 昇君） この問題は確かに関心も高いところですし、国保の加入者にとっては非常に影響も大きい問題です。

県のほうでも、先般の新聞報道では、国保利用については市町村、県内まちまちですので、この試算割をなくして、甲斐市なんかもそうですが、均等割と平等割と、それから所得割だけに3方式にしようということだけは何かまとめるようですが、税率については一遍に変化一本ではいけないだろうというようなことのございですが、まだ確定はしていませんけれども。

そんなことで、今盛んに検討されているという状況でもありますし、今の3番の3,400億円の使い道というのがどのような形に影響があるのかというようなことも、まだちょっと判然としないところもありますので、さらに検討していく必要があるんじゃないかと思ひまして、私は継続としていきたいと思っています。

○委員長（五味武彦君） 米山委員は継続ということによろしいですか。

清水委員、いかがですか。

○委員（清水正二君） やはり同じ意見ですので、検討していく余地があるかなということで、継続で。

○委員長（五味武彦君） 清水委員は継続ということですか。

山本委員はどうですか。

○委員（山本英俊君） 僕も継続。

○委員長（五味武彦君） 継続によろしいですか。

池神委員はいかがですか。

○委員（池神哲子君） 継続と拒否と2つ、どっちか選ぶんですか。

○委員長（五味武彦君） 賛成ももちろんありますし。

○委員（池神哲子君） もちろん継続なんですけど、やはり継続というのは通しちゃっていいということですか、請願なら。

〔「まだきょう結論出さないということです。皆さんで研究し審議をして、中身を詰めるということです。」と呼ぶ者あり〕

○委員（池神哲子君） それが継続。

○委員長（五味武彦君） はい。もう何回もおやりになっているからおわかりだと思ひんですが。

○委員（池神哲子君） 地方自治の侵害は行わないこととなっていますよね。ですから、これ

はとても大切なことで、請願というのはここでとめてしまっではいけないと思うんです。

ですから最後まで行くところまでやはりやってもらって、そこで判断してもらいたいと思うのが基本的ですので、これはやはり通してちゃんとやってもらいたいと、そういうことです。

○委員長（五味武彦君） 結果はどうなるんですか。採択するんですか。継続なんですか、それとも不採択ですか。どちらなんですか。

○委員（池神哲子君） 採択です。

○委員長（五味武彦君） 採択ですね。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もちろん採択でございますが、今回この国保の都道府県化の狙いというのはやはり気になっているんですが、本市においては平成23年から平成29年、7年間ですよね、国保税を値上げしないで頑張ってきたという状況もあるんですが、今回この広域化によって懸念されるのは、やはり県のほうに運営を任せるとした場合に、全県的には国保税は高いとか低いとかありますけれども、高いほうへ並べられたら大変だなと。

やはりそういう点では、今高過ぎる国保税に対する不満というのは多分あると思うんですよね。ですから、この請願はぜひ通してもらって、広域化になった場合においても、運営も自治体に十分権限を与えながら、さらにまた国保税も上げないで、むしろ下げるという方向で頑張っていただければと、こんな意味で採択と賛成を表明します。

○委員長（五味武彦君） ここで暫時休憩をいたします。意見集約を行いたいと思います。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

現在6名のうち、4名が継続、それから2名が採択という形になっております。

したがって、継続審査という意見が多いということなので、まず請願の採決をさせていただきます。

請願第29-7号 国民健康保険財政の都道府県への移管に係る意見書採択についての請願について、採決をいたします。

本請願は起立により採決を行います。本請願について、継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（五味武彦君） ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、請願第29－7号の審査を終了いたします。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

委員より何かその他ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 事務局から何かありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 特にないようですから、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時53分